

京都市告示第 330 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 28 年 10 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
岡田 達也	(医) 一仁会 脳神経リハビリ北大路病院	脳神経外科	音声・言語, 肢体	平衡
藤友 結実子	京都府立医科大学附属病院	感染症科	免疫	呼吸器

\*障害区分の視覚又は聴覚については, 診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合, 腫瘍や神経疾患等による視覚障害又は聴覚障害の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)